

第25期 軽井沢町農業委員会 第9回 総会議事録

発言者	内 容
青木事務局長	<p>開会 15時00分</p> <p>委員の皆様、ご苦労さまでございます。定刻になりましたので、第9回総会を始めたいと思います。</p> <p>最初に会長よりご挨拶をお願いいたします。</p>
市村初仁会長	<p>委員の皆様、本日はお集まりいただきましてありがとうございます。まず2月26日に当町において御代田町農業委員会との交流会が無事開催できました。ご出席いただきました委員の皆様やボーリング大会や懇親会を企画した役員の方々に感謝申し上げます。当日はボーリング大会で盛り上がりまして、懇親会では更に親睦が深まったのではないのでしょうか。相互の交流は今後の地域間での農業発展につながりますので、御代田町が当番となる令和6年度の交流会には今回ご欠席された委員を含め多くの委員のご参加をお願いいたします。</p> <p>さて3月は、人事異動の時期を迎え、冒頭での事務局からの説明とおり、農業委員会事務局、県、町のそれぞれで異動がございます。事務局の小林主任は令和4年から2年間事務局に在籍、岡沢補佐は令和3年から3年間軽井沢町を担当され、瀬原主任は平成31年から5年間農林振興係に在籍されておりました。農業委員会活動を皆様のご尽力により支えていただきましたことに厚くお礼を申し上げます。4月からはそれぞれ新天地でご活躍されますことをご期待申し上げます。今年の3月は例年より雪が多く、気温が低下している日が続いております。昨年は暖冬で生育が進んでおりましたが、今年は寒さで農作業が遅れ、出荷にも影響することが懸念されますので各地区での見回り活動の際には状況の把握をお願いいたします。</p> <p>本日、岡沢補佐や町側より佐藤係長がご出席いただいております。JA関係も含めて後程、各担当事案についてご報告をさせていただきます。岡沢補佐からは最後の報告となります。軽井沢町農業委員会第9回総会を開催いたします。</p>
青木事務局長	<p>ありがとうございました。それではまず議事進行を行う議長についてですが、軽井沢町農業委員会会議規則第6条の規定により総会の議長は、会長が行なうことになっております。</p>
市村初仁議長	<p>規定により、私が議長を務めることになっておりますので、議事を進めさせていただきます。事務局より、会議成立の報告をお願いします。</p>
青木事務局長	<p>農業委員総数14名中、13名の出席でございます。坂本雄樹委員から欠席の報告がございました。農地利用最適化推進委員7名中、全員の出席でございます。軽井沢町農業委員会会議規則第5条(在任する委員の過半数の出席)により、本総</p>

市村初仁議長	<p>会が成立します事を報告します。</p> <p>次に、3の議事録署名人の選任についてですが、軽井沢町農業委員会 会議規則第14条の規定により、議席番号2番の依田美和子委員と議席番号10番の諸星恵美子委員の2名をお願いします。次に4の事業報告について、事務局より報告願います。</p>
青木事務局長	「事業報告の説明」
市村初仁議長	<p>ありがとうございました。ただ今事務局より事業報告がございました。事業報告について、質問等はございませんか。</p>
委 員	なし
市村初仁議長	<p>無いようですので、次に5の会議事項に入ります。次に、議案第1号番号1「農地法第3条第1項の規定による許可申請書」を議題にします。事務局より説明願います。</p>
青木事務局長	<p>議案第1号番号1「農地法第3条第1項の規定による許可申請」についてを説明いたします。次第は、5ページ、補足資料は1ページから8ページをお願いします。_____でございます。</p> <p>農地法第3条第1項のただし書きによる許可不要には該当しませんので、許可申請が必要となります。町の用途地域区分は、_____地域で、農地法による農地区分は_____農地になります。</p> <p>それでは、申請書に基づき説明させていただきます。番号1について、_____の_____ですが、_____は、_____、_____に_____のある、_____です。_____は、_____、_____に_____のある、_____です。次に、2の許可を受けようとする土地の所在等です_____、_____、_____、地目は_____、面積は_____です。権利設定の内容は、_____による_____となります。次に許可基準と一般記載事項について順次説明させていただきますので参考にして下さい。ハンドブック3-1と3-10になります。農地法第3条第2項第1号の利用状況関係につきましては、譲渡人の_____は_____で当該地を_____しましたが、_____は_____ではない為、以前より_____の譲渡を_____しておりました。譲受人の_____が_____の_____で、_____を_____したいとの_____もあったことから、_____との_____も_____し、_____による_____を行うものでございます。</p> <p>大型農機具関係ですが、トラクター2台、田植機1台、バインダー1台、ハーベスタ1台でございます。</p> <p>農作業に従事する者関係についてでございますが、常時3名、臨時雇用0名います。次に権利設定する農地までの距離と時間ですが、3km、車で3～4分とな</p>

	<p>っております。</p> <p>次に、農地法第3条第2項第4号関係の農業への従事状況は、本人は30日で従事日数の150日には達しておりませんが、_____が_____となっておりますので、常時従事しない場合の権利取得制限には該当いたしません。農地法第3条第2項第3号関係の信託契約の関係ですが、該当しません。</p> <p>次に、農地法第3条第2項第5号関係の権利取得後の経営面積状況関係ですが、問題ございません。次に、農地法第3条第2項第6号関係の借り受地の転貸制限ですが該当しません。次に、農地法第3条第2項第7号関係の周辺地域への影響ですが特に問題ございません。</p>
市村初仁議長	<p>ただ今事務局より説明がございましたが、議案第1号番号1、について担当委員より説明をお願いします。</p>
市村正喜委員	<p>議席番号9番の市村が議案第3号番号1について補足説明いたします。</p> <p>3月17日日曜日に農地利用最適化推進委員の中里と自分とで譲受人の_____から話を聞いてまいりました。今回の議案の農地は_____の_____を_____に_____、_____ほどを_____の_____を_____の_____を_____ほど_____ところになりまして、_____の_____で、その_____にした_____は_____、これは_____に_____の_____が_____から_____です。この_____が_____は_____の_____ようになっていた_____、_____が_____を_____に_____で_____おります。_____でもあり、_____ことになったとのこと。また_____と_____、_____の_____の_____は_____です。_____と_____は_____にあり、_____の_____は昨年まで、中里委員が稲作栽培を行っておいりました。_____にご_____を_____、_____は_____と_____で、_____している_____につきましても、_____に_____を_____が_____、_____も_____から_____を_____されているわけであり。_____は_____は_____であったのですが、_____は_____を_____しながら_____を_____おります。_____で、_____が_____、_____が_____を_____しているということで_____で_____が_____と_____がありますが、_____が_____となっております、_____に_____もかなりの_____しており、_____と_____になっているものと判断されます。ただ今述べましたように、_____には_____が_____いまして、_____に_____として、_____を行っております。_____た_____を_____して、_____で_____に_____と_____いって_____おりました。_____は_____はないと判断しておりますが_____の_____の_____ほど_____よろしく_____お願いいたします。</p>
市村初仁議長	<p>ありがとうございました。中里推進委員補足説明はございますか。</p>

中里晃推進委員	ありません。
市村初仁議長	さきほどの事務局からの説明とあわせ、議案第1号番号1、についてご意見のある方はお願いします。
委員	なし
市村初仁議長	よろしいでしょうか。他にございませんでしょうか。ご意見がないようなので、議案第1号番号1につきまして採決を行います。賛成の方は挙手願います。
委員	挙手
市村初仁議長	ありがとうございました。賛成全員ですので、議案第1号番号1を原案どおり可決し、許可します。次に議案第2号番号1「農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更申請について」を議題にします。事務局より説明願います。
青木事務局長	<p>議案第2号番号1についてご説明します。次第6ページ、補足資料9ページから17ページ、をお願いします。_____でございます。当案件につきましては、令和__年__月__日付、長野県指令__佐農第__号の_____で_____として_____、_____、_____の_____が_____の規定による許可を受けておりましたが、別紙14ページの記載のとおり、許可後に_____を調_____したところ、_____の_____は_____であり、_____が_____為、_____としては_____できないことが_____しました。_____には_____の_____が_____となり、_____の_____が_____ことから、_____の_____のみを_____として_____し、_____の_____は_____から_____する為、_____の_____が_____ございました。</p> <p>今回の_____につきましては、_____に_____はご_____いただいておりますので、_____のみご説明し、_____の説明も省略いたします。</p> <p>譲渡人は_____、_____に_____のある_____です。</p> <p>譲受人は_____、_____、_____、_____に_____のある_____、_____、_____です。</p> <p>申請の_____は_____は_____ありまして、さきほどご説明した_____、_____、_____、_____で合計の面積は_____です。</p> <p>_____につきましては_____のみが_____となり、_____は_____です。_____はさきほどご説明した通りでございます。</p> <p>_____でございますが、補足資料11ページに_____が_____ございますが、_____となりまして、地図上の方が_____となりまして、_____から_____ほど_____した_____の_____となります。_____の_____は、_____が_____でございますが、_____の_____も_____おります。_____を_____に_____や_____は_____に_____に_____</p>

	<p>__してから__に__で__をしておりますが、__の__に__してもらいたいとの__を__、__の__となる__を__いたところ、__には__がない等の__である__が農地法5条許可を受けております。権利関係は__による__となります。農地転用の一般基準についての説明は省略いたします。</p>
市村初仁議長	<p>ありがとうございました。ただ今事務局より説明がございましたが、議案第2号番号1については許可後の計画変更となる為、担当委員よりの説明は省略します。よって委員の皆様でご意見のある方はお願いします。</p>
委 員	なし
市村初仁議長	<p>よろしいでしょうか。ご意見がないようなので、議案第2号番号1につきまして採決を行います。賛成の方は挙手願います。</p>
委 員	挙手
市村初仁議長	<p>ありがとうございました。賛成全員ですので、議案第2号番号1を原案どおり可決いたしました。</p> <p>よって、議案第2号番号1は、許可相当として県知事に意見書を送付します。次に議案第3号番号1「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題にします。事務局より説明願います。</p>
青木事務局長	<p>議案第3号番号1についてご説明します。次第7ページ、補足資料18ページから26ページ、をお願いします。</p> <p>__でございます。譲渡人は__、__に__のある__です。譲受人は__、__、__に__のある__です。__の__は、__、地目は__、面積は__です。</p> <p>場所でございますが、補足資料20ページに位置図がございますが、__に__でございます、__の__を__し、__を__の__を__した__の__となります。__の__でございますが、譲受人は__で__しておりますが、__への__を__していた為、__を__する__を__いたところ、__の__を__し、譲渡人との__も__したことから__を__となりました。権利関係は__による__となります。それでは農地転用の一般基準について説明させていただきます。</p> <p>ハンドブック4-20ページになります。(農地法第5条第2項第3号)の資力・信用については、__、__が__、__で__となります。資金の調達方法ですが、__が__、__からの__が__、__で__となり、それぞれ__と__が添付されております。</p>

	<p>利害関係につきまして、抵当権等は設定されておられません。次に（施行規則第57条第1号）の申請地の利用の迅速性ですが、工事計画では許可後から令和__年__月__日までが工事期間となっております。</p> <p>次に（施行規則第57条第2号）他法令の許認可等については、該当ありません。</p> <p>次に（施行規則第57条第2号の2）行政庁との法定協議については、町の地域整備課、環境課、上下水道課、農林振興係とは協議済みです。次に（施行規則第57条第3号）の農地等以外の土地利用見込みない為、該当ありません</p> <p>次に（施行規則第57条第4号）の申請地の計画面積については、現地の状況や計画図を見る限り問題無いと思われます。次に（施行規則第57条第5号）の土地の造成のみを目的としておりませんので、問題ありません。次に（農地法第5条第2項第4号）の周辺の農地等に係る営農条件への支障については、周囲に農地はなく問題ありません。</p> <p>また、（農地法第5条第2項第5号）の一時転用ではありません。以上により議案第3号番号1については許可できない場合に該当しません。</p>
市村初仁議長	<p>ありがとうございました。ただ今事務局より説明がございましたが、議案第3号番号1について担当委員より説明願います。</p>
土屋史彦会長代理	<p>議席番号1番の土屋史彦が議案第3号番号1について補足説明をいたします。3月19日に現地において、____、____、遠山推進委員、私とで現地立会を行いました。____はさきほど____から____がありましたけれども、____から____ほど____した____となります。</p> <p>____の____は____の____は____を____はおりますけれども後継者もいなくて、____の____も____が____、____ができずに____に____に____の____をしております。その____で____の____さんは____、____に____してありますが____への____を____して____を____ていましたところ、____を____され____となりました。____の____する____につきましては、補足資料の19ページをご覧ください。____で____が____、____が____、こちらが____となっております。こちらの____は____の____になるので、____に____して____されていまして、____が____いて____しつあります。また____とは別ですけれども、この____の____に____、があるんですけども、ここは____が____なんです、____の____で____された____であります。____はここ____で____が____、____の____は____に____が____、この____に____してあります。この____で____をするのも____な____です。____を____し____に____と____いたしました。皆様のご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
市村初仁議長	<p>ありがとうございました。遠山推進委員、補足説明はございますでしょうか。</p>

遠山冬樹推進委員	ありません。
市村初仁議長	ありがとうございました。ただ今担当委員より説明がございましたが、先ほどの事務局よりの説明と併せて、議案第3号番号1についてご意見のある方はお願いします。
委員	なし
市村初仁議長	よろしいでしょうか。ご意見がないようなので、議案第3号番号1につきまして採決を行います。賛成の方は挙手願います。
委員	挙手
市村初仁議長	ありがとうございました。賛成全員ですので、議案第3号番号1を原案どおり可決いたしました。よって、議案第3号番号1は、許可相当として県知事に意見書を送付します。 次に議案第4号「軽井沢町農用地利用集積計画について」を議題にします。事務局より説明をお願いします。
青木事務局長	議案第4号「軽井沢町農用地利用集積計画について」説明します。次第8頁から9項、補足資料は、27項から29項をお願いします。軽井沢町長より、農業委員長あてに、軽井沢町農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条に基づき、農業委員会決定の依頼がございましたので、審議をお願いいたします。4月の公告分でございますが、再設定が、5件、9筆、面積は、20,551㎡、内訳は、田が964㎡、畑19,587㎡です。合計も、5件、9筆、面積は、20,551㎡で、内訳は、田が964㎡、畑が19,587㎡です。集積計画及び申請書につきましては補足資料のとおりですので、確認をお願いいたします。同法の第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 以上、ご審議をお願いいたします。
市村初仁議長	ありがとうございました。議案第4号については、農業委員会に関する法律第31条の議事参与の制限に当たります。篠原友紀委員、中里晃推進委員が退席となります。  (篠原友紀委員・中里晃推進委員退席)
市村初仁議長	農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない事になっています。 それでは、議案第4号、軽井沢町農用地利用集積計画の4月公告分について、ご

	意見のある方はお願いします。
委員	なし
市村初仁議長	よろしいでしょうか。他にございませんか。
委員	なし
市村初仁議長	ご意見がございませんので、農用地利用集積設定につきまして、原案どおり決定いたします。 よって、議案第4号軽井沢町農用地利用集積計画4月公告分について、軽井沢町長へ、決定意見を送付します。篠原友紀委員、中里晃推進委員の復席を認めます。 (篠原友紀委員、中里晃推進委員 復席後)
市村初仁議長	篠原友紀委員、中里晃推進委員に申し上げます。農用地利用集積設定について、決定しましたので、お知らせします。 次に6、のその他事項に進みます。(1)のJA関係、で土屋会長代理をお願いします。
土屋史彦会長代理	農協関係の人事についてからご報告いたします。販売担当の斎藤和也さんが共済に異動となりました。まだ御代田か軽井沢かは決まっていないということです。代わりに尾沼支所より竹原さんという方が配属となります。後、経済課の資材の中里さんが退職をされると。代わりに北大井から井出さんという方が4月からいらっしゃいます。それから3月15日に野菜部会の総会が開催されまして、野菜部会の役員が承認されました。新役員ですが、常任委員、こちらのほうは片山修さん、それから野菜部会の部会長は中里浩志郎さん、副会長が上原亮一さん、甘利達也さんが新体制となります。それから今後の会議等の予定ですが、4月9日に野菜専門委員会が開催されます。4月18日から中軽井沢の支所のところにあるみどりの広場がオープンとなります。4月25日から27日、この3日間で京都、大阪、岐阜の市場巡回、新役員となりますが行っていただくこととなります。後圃場関連ですが、2月後半から3月にかけて何度か降雪がありまして、畑が乾かず湿った状態となりまして、定植状況、またマルチを張るような作業がだいぶ遅れております。生産者の方はだいぶ無理をして今年度は畑に入ったりして植えていく状況になりますけれども、レタス、キャベツは1週間から2週間、場所によっては約1ヶ月くらい、昨年度よりは遅れているような状況で今のところは進んでいます。私からは以上です。
市村初仁議長	JA関係の報告で何かお聞きしたいことはございますでしょうか。
委員	なし



市村初仁議長	なければ次に（２）支援センター関係について岡沢補佐お願いします。
岡沢補佐	別紙「気象データ、凍霜害対策等」について説明
市村初仁議長	ありがとうございました。ただ今の岡沢補佐からの説明で何かお聞きしたいようなことはございますでしょうか。
委 員	なし
市村初仁議長	なければ次に３）町関係について佐藤農林振興係長お願いいたします。
佐藤農林振興係長	先日、開催いたしました営農支援センター会議には委員の皆様のご出席をいただき感謝申し上げます。地域計画につきましては再三申し上げてはいますけれども、来年末までに策定をしなければなりません。そのような関係で来月末には協議の場を開催する方向でおります。そちらについては改めて通知をお出しする予定でおります。本日資料は用意しておりませんが、３月議会が終わりまして、４月より有機 JAS の補助制度を創設して慣行農業とともに、有機農業も推進していきます。お近くで有機に興味のある方とかいればですね、農林振興係までお問い合わせいただければご案内いたしますのでよろしくご願ひいたします。
市村初仁議長	ただいまの町側からの説明で何かお聞きしたいようなことはございますでしょうか。
委 員	なし
市村初仁議長	なければ次に（４）の農業委員会事務局関係について、事務局より説明願ひます。
青木事務局長	次第 10 ページをお願いします。「説明する。」 令和 6 年度軽井沢町農作業標準労賃・機械作業標準料金（案）をご覧ください。こちらは一時間あたりの農作業労賃や機械を使用する場合の料金を記載してございます。根拠は農業会議や農協総会で決定する数値となります。町の広報やホームページでも掲載して周知してまいりますのでよろしくご願ひいたします。それと農業委員会が毎年実施しています、視察の研修ですが役員からも早めに視察の内容を決定したいということで、先日、役員の皆様よりご意見もいただいて詳細は市村会長よりいたしますので、別紙のアンケート及び新聞の切り抜きをご覧ください。
市村初仁議長	それでは私からこの件について説明いたします。軽井沢町農業委員会においては今まで先進地農業、施設を将来の軽井沢町農業の為に全国を回って視察しな

	<p>がらその知見を深めてきたわけですが、24期と今期25期で参加していただける委員さんが中々増えないということで以前に私のほうからお知らせした通り、視察委員を設置した中で、その年どこに行くかというのを決定したことがありますが、これで3月も終わり4月にもなりますので、今年度の視察先について検討も始めていかないと間に合わないということで、今回このようなアンケートをとることにいたしました。それで農業委員会の視察は一年目が1泊2日の国内、2年目が2泊3日の国内、3年目が3泊4日の海外への視察となります。参考に今までの視察先について、アンケート用紙の一番下に記載してございますのでご確認ください。それから今回、この視察委員に立候補していただける方がいれば良いのですが、もし立候補していただける方がいなかった場合には、農政部、農地部から2名、推進委員から2名という形でこちらから指名して視察関係を進めていきますのでよろしくご協力のほどお願いします。このアンケートについては4月15日が役員会となっております。農業者年金の出欠報告が4月12日までとなっておりますので、あわせてアンケートの提出もこの日までとさせていただきます。新聞の切り抜きは2泊3日ということで、関西方面でレタスの共同選果の記事が出ておりましたので参考としてください。委員の皆様から何かございますでしょうか。はい、依田農政部長</p>
<p>依田農政部長</p>	<p>議席番号2番の依田ですが、今までは役員会で行先を決定していましたがもし皆様のほうでここがいいよというようなところがあればどんどん出していただいて、皆さんが推薦したいところがあれば、皆さんの意見を反映して決めたほうがいいのかということで、こういう形にしたのでどんどん皆さんで出してもらって、交流できるような良い視察にしたいということでこういう形になりましたので皆さんよろしくお願いします。</p>
<p>市村初仁議長</p>	<p>依田農政部長ありがとうございました。一点、ご報告いたしますが、日程につきましてはアンケートに記載のとおり11月13日から15日となっておりますけれども、その週の次の週、21日木曜日に長野県大会が予定されております。実施する目安とすればこの辺りではございますが、13日の週はまだ出荷の時期であったり、21日の週は視察や県大会等の行事が多くなったり、また理事者の参加も考慮する必要があると考えております。できるだけ皆様の意見を聞いて進めていきますのでよろしくお願いします。</p>
<p>青木事務局長</p>	<p>視察の実施に向けて、皆様からの忌憚のないご意見をお願いいたします。次にお手元に配布してございます、緑色の冊子、活動日誌ですが、こちらに日々の活動を記録していただいております。一月10日という活動が目安でありまして、最終的には事務局で取りまとめをさせていただいておりますので、こちらは新年度バージョン、昨年度書いていただいたものにつきましては、来月の総会時にご提出をお願いいたします。その後事務局で集計いたします。ですので、来月は提出や報告がいろいろありまして申し訳ございませんが、整理をしますと</p>

	<p>4月12日までには視察アンケート及び年金活動記録簿の提出と年金総会の出欠報告、4月22日の総会時までに活動日誌のご提出をお願いいたします。地域計画につきましてはさきほど、佐藤係長からもお話がありました。今後開催される、協議の場等の会議へのご出席をお願いいたします。</p> <p>最後に連絡網についてですが、委員の皆様への連絡する場合には連絡網にてお願いをしておりますが、お伝えする内容が短い場合には電話でも良いのですが、文章量が多い場合には、伝達していくのが難しいかなという状況です。</p> <p>そこで役員の皆様からのご提案もありまして、携帯でスマホを使用されている方が多いと思いますので、LINE機能を活用して事務局から一斉に皆様にご連絡することが可能な方法に変更したいと考えております。ただし、スマホ以外の携帯を所有し、LINE機能を使えない方もいらっしゃる場合には、個別でのメール対応となりますので、いわゆるガラケー等の方はいらっしゃいますでしょうか。</p>
<p>委員</p>	<p>1名挙手</p>
<p>青木事務局長</p>	<p>はい、ありがとうございます。それではガラケーの方は個別対応とし、それ以外の方はLINEでの連絡方法とさせていただきます。事務局からは以上です。</p>
<p>市村初仁議長</p>	<p>ありがとうございました。その他、全体を通して何かございますか。</p>
<p>委員</p>	<p>なし</p>
<p>市村初仁議長</p>	<p>それでは、第25期軽井沢町農業委員会第9回総会を閉会といたします。大変お疲れ様でした。</p>
<p>閉 会            16時25分</p>	